

◎新潟県告示第397号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次の医師は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師の指定を辞退した。

令和元年9月6日

新潟県知事 花 角 英 世

氏 名	担当する 医療の種類	従事する病院又は 診療所の名称	所在地	辞退 年月日
大浦 研二	整形外科	大浦整形外科医院	胎内市東本町22-10	R1.7.8
齋藤 興信	内科	長岡西病院	長岡市三ツ郷屋町371-1	R1.8.5